

かわさきイルミネーション 2025 点灯式 出店要項

1 開催日時

令和7年12月6日（土） 15：00～21：00

※ステージイベントは16：00～

※式典は17：45～（点灯 18：00）

2 出店等及び出品等の規則

- ① 出店をする事業者は、別紙のかわさきイルミネーション 2025 点灯式露店営業申請書（様式第1号）および誓約書（様式第2号）を令和7年10月17日（金）までに川崎町イルミネーション設置実行委員会（以下、実行委員会とする。）に提出すること。
- ② 出店者数は10店舗程度とし、応募多数の場合は、実行委員会にて抽選を行い、出店事業者を決定するものとする。
- ③ 応募資格を有するのは川崎町の事業者であり、出店形態はキッチンカーのみとする。
- ④ 出店料は無料とする。
- ⑤ 出店に必要とする電源（発電機等）・付帯設備費用・運賃等は、全て各出店者で準備、負担すること。なお、火気を取り扱う出店事業者については各自で消火器を用意し、事前に実行委員会に届出をすること。万一、出店者の過失で事故等発生した場合には、主催者側は責任を負わないものとする。
- ⑥ アルコールの販売は一切禁止とする。
- ⑦ 12月6日14：00から設営等を可能とする。
- ⑧ 販売時間は12月6日15：00～21：00までとする。
- ⑨ 出店者はイベントの終了後、速やかに後片付けを完了すること。
- ⑩ 主催者側では、両替を行わないので、各自で準備すること。
- ⑪ 後片付け時のゴミは、各出店者が全て持ち帰ること。
- ⑫ 会場内で食品を調理して販売する場合は営業許可等の取得が必要となるため、食品を調理し、提供する場合には、各自で必要な許可証等を取得し、携行すること。なお、イベント当日に許可証がない場合には、出店は不可とする。
- ⑬ 出店場所は実行委員会が決定する。
- ⑭ なお、出店場所へ要望・申し立ては一切受け付けないものとする。
- ⑮ 出店者は、主催者の指示には、必ず従うこと。

3 開催不能・中止等

天災、その他主催者の責に帰することの出来ない事由により、開催不能または中止となった場合には、各出店者の損害、不利益等については、主催者は一切の責任を負わないものとする。

4 お問合せ連絡先

川崎町イルミネーション設置実行委員会事務局

（川崎町役場 商工観光課内）

TEL：0947-72-3000 内線226